

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
2月20日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院の認定(医療政策課).....
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 公告  
国営南周防地区(伊陸中央第二換地区) 緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....
- 国営南周防地区(伊陸中央第三換地区) 緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....
- 人委公告  
令和六年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....



### 山口県告示第五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年二月二十日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬一〇七二の一	山口県知事	村岡	副政	令和九、三、一九
岩国市立美和病院	美和町洪前一七七六	山口県知事	村岡	副政	令和九、三、一九

### 山口県告示第五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年二月二十日

山口県知事 村岡 副政

区	域	区	分
江崎区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	



(二五) 国営南周防地区(伊陸中央第二換地区) 緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営南周防地区緊急農地再編整備事業の施行に係る伊陸中央第二換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和六年二月二十日

山口県知事 村岡 副政

土地の所在地	地目	面積(平方メートル)
柳井市伊陸字稗田六七四三の一	田	二、一三四
〃	〃	一、七二二
〃	〃	六七四九の一
〃	〃	六七四九の二
〃	〃	六七四九の三
〃	〃	一、〇四〇
〃	〃	一、六〇四
〃	〃	一、三五八

(二六) 国営南周防地区(伊陸中央第三換地区) 緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営南周防地区緊急農地再編整備事業の施行に係る伊陸中央第三換地区につき、次の従前の土地を換地を定めぬ土地として指定しました。

令和六年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地の所在地

地目

地積  
(平方メートル)

柳井市伊陸字崩久保六〇四五の一

田

二、七七四



公 告

令和六年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和六年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和六年二月二十日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	三十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察行政	三人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	十人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木建築事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理
建築	一人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木建築事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

農業土木	林業	電気	衛生薬学
二人程度	二人程度	二人程度	二人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における林業に関する知識、技術の普及指導等及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬学に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 平成七年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者又は平成十五年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和七年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

これらの者のほか、土木、建築、農業土木、林業及び電気については、平成十五年四月二日以降に生まれた者で法に規定する高等専門学校又は短期大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む。)の卒業者又は令和七年三月三十一日までに卒業する見込みのものも受験できます。

なお、衛生薬学については、次の資格要件を併せ有する者に限ります。  
薬剤師の免許を有する者若しくは令和七年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百十回薬剤師国家試験(令和七年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は法に規定する大学の薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者(電気試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
  - 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
  - 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 方法及び内容

1 第一次試験

基礎能力検査及び性格検査

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての択一式による試験及び性格等に関する検査を行います。

2 第二次試験

(1) 論文試験（行政及び警察行政に限る。）

思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験

ア 行政及び警察行政

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

イ 土木、建築、農業土木、林業、電気及び衛生薬学

人物について総合的に評定し並びに職務に必要な専門的な知識及び能力を有しているかを確認するため、個別面接を行います。

(二) 日時及び場所

1 第一次試験

日 時 令和六年四月一日（月曜日）から同月十二日（金曜日）までの間

場 所 全国のテストセンター会場のうち受験者が希望する会場

2 第二次試験

日 時 論文試験（行政及び警察行政に限る。） 令和六年五月七日（火曜日）

口述試験 令和六年五月八日（水曜日）から同月十七日（金曜日）までの間

での間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

基礎能力検査 一〇〇点

(二) 第二次試験

1 行政及び警察行政

論文試験 六〇点

口述試験 一四〇点

2 土木、建築、農業土木、林業、電気及び衛生薬学

口述試験 一四〇点

五 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和六年四月二十三日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和六年六月一日（土曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

六 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和七年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

七 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和六年二月二十日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度試験（やまぐち型）受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

令和六年二月二十日印刷  
令和六年二月二十日発行

発行人所

山口県知事庁

- (二) 受験の申込み  
インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。  
なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和六年三月十一日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。
- (三) 受付の期間及び時間  
令和六年三月一日(金曜日)午前九時から三月二十一日(木曜日)まで
- 八 その他  
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。